

競漕規則

—平成 27年 10月改訂—

公益社団法人日本ボート協会

—目次—

- 第1章 総則
- 第2章 大会
- 第3章 役員
- 第4章 コース
- 第5章 艇及び競漕種目
- 第6章 大会の予告及び出漕申込
- 第7章 競技者資格
- 第8章 漕手及び舵手
- 第9章 競漕の管理（審判業務）及び罰則
- 第10章 賞品その他の事項

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本ボート協会（Japan Rowing Association 略称 J. A. R. A.）主催又は主管（主管とは主催者に協力して大会の運営を司ることをいう）の大会は、すべて本競漕規則により行われる。

日本国内で行われる国際大会は、原則として国際ボート連盟（Federation Internationale des Societes d' Aviron 略称 FISA）の規定により行われる。

第2条 （公社）日本ボート協会加盟の協会が主催又は主管する大会は、本競漕規則によることを原則とする。

第3条 大会は晴雨にかかわらず行われる。

ただし、荒天、その他の理由で競漕委員会が競漕の開催を不相当と認めたときは、その開催日時を延期、あるいは中止することができる。

第2章 大会

第4条 （公社）日本ボート協会主催又は主管の大会は次のとおりとする。

(1) 全日本選手権大会

(ア) 全日本選手権

(イ) 全日本軽量級選手権

(ウ) 全日本大学選手権

(エ) 全日本社会人選手権

(オ) 全日本高等学校選手権

(カ) 全日本ジュニア選手権

(キ) 全日本新人選手権

(ク) 全日本中学選手権

(2) 国民体育大会ボート競技

(3) 国際大会

(4) マシンローイング大会、オックスフォード盾その他理事会で特に定めた大会

第3章 役員

第5条 公益社団法人日本ボート協会主催又は主管の大会（以下大会という）の役員は公益社団法人日本ボート協会会長がこれを委嘱する。

大会の役員は、競漕委員・審判・水路・記録その他大会実施に必要な役員をもって構成する。

- (1) 競漕委員は、競漕委員会を編成し、大会全般にわたる事務を統括し、その運営を司る。
委員長は公益社団法人日本ボート協会理事長がこの任にあたることを原則とする。
- (2) 審判は、競漕に関する指揮・判断・決裁などを行い、審判長・主審・発艇員・判定員・線審・監視員をもって構成する。
- (3) 水路は競漕に必要な船艇・標識・ブイなど、水上で必要なすべての設備を担当する。
- (4) 記録は、競漕に関する計時のほか天候・風向・風速など、すべての記録を担当する。

第6条 競漕委員会及び審判は、その決定事項を当日の最終競漕終了後 2 時間以内に発表するものとする。

競漕委員会は、大会終了後、競漕の経過、審判の決定、着順及びタイムなどを記載した報告書を作成して公益社団法人日本ボート協会理事会に提出する。

第 4 章 コース

- 第7条
- ① コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準 13.5m、最小限 12.5m、最大限 15m とする。
 - ② レーン番号は原則として発艇員から見て左手側より起算する。
 - ③ コースは原則として大会の 2 日前に完備しなければならない。
ただし、船舶の航行に支障がある場合はこの限りではない。
 - ④ コースの競漕用設備の詳細は（公社）日本ボート協会コース規格に定めるところによる。

第 5 章 艇及び競漕種目

第8条 大会で使用される艇は、次の 2 種類とする。

- (1) 構造・寸法・形態に全く制限のない艇
ただし、重量については競漕規則第 10 条に定めるところによる。
- (2) 公益社団法人日本ボート協会の規格に従い建造され、かつ登録を完了した艇

第9条 すべての競漕艇は、艇首に直径 4 cm以上のゴム又は類似の材質で、かつ中空でない白色のボールを取り付けなければならない。

本条に違反しているクルーは出漕できない。

第 10 条 ① 大会で行われる競漕種目、距離及び競漕艇の重量は別表のとおりとする。艇の重量にはシート・リガー・クラッチ等の通常装備の他、艇と一体もしくは艇に固定されている艇内マイク用スピーカー・その他の電子装備品、そのケーブル・ワイヤー及びその他の装備品を含むが、オール及びバウナンバーは含まないものとする。

艇の計量については、細則に規定する。

② 規定の重量に満たない艇は競漕会に出漕することはできない。ただし、おもりを積載固定し、艇の重量を満たす処置をしたときは、競漕会に出漕することができる。

③ 艇計量の結果、規定の重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とする。

なお、同一レースで複数のクルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。

もしそのクルーが同じ種目の次のレースに再度重量不足の艇で出漕した場合は失格とする。

【別表】競漕種目、距離及び競漕艇の最低重量

種目	艇の重量	記号	女子種目	距 離			
				2000	1500	1000	500
舵手つきフォア	5 1 k g 以上	4 +	◆	2000	1500	1000	500
ダブルスカル	2 7 k g 以上	2 ×	◆	2000	1500	1000	500
舵手なしペア	2 7 k g 以上	2 -	◆	2000	1500	1000	500
シングルスカル	1 4 k g 以上	1 ×	◆	2000	1500	1000	500
舵手つきペア	3 2 k g 以上	2 +		2000	1500	1000	500
舵手なしフォア	5 0 k g 以上	4 -	◆	2000	1500	1000	500
舵手なし クォドルブル	5 2 k g 以上	4 ×	◆	2000	1500	1000	500
エイト	9 6 k g 以上	8 +	◆	2000	1500	1000	500
舵手つき クォドルブル	5 3 k g 以上	4 × +	◆	2000	1500	1000	500
ナックルフォア	—	KF	◆	—	—	1000	500

第10条 細則 艇の計量

① 重量計

艇計量に使用する重量計は、公的な検査機関が検定し、認証を受けたもので、その数値は0.1 kg単位を表示するものとする。

重量計は、競漕会開始時に標準重量を用いて検定し、その正確性を確認するものとする。

② 艇計量対象クルーの選定

審判長は、各種目のレース開始前に計量する艇を無作為抽出により選定できるものとする。

また、審判長は、規定の艇重量を下回っている疑いがある場合は当該クルーを艇計量対象とすることができる。

③ クルーへの告知

レース終了後、主審もしくは監視員はあらかじめ選定されたクルーに対して、艇計量を指示することができる。

④ 計量時の対応

第10条第1項に規定する艇重量に含まれる装備品以外のもの（艇内に貯留した水、工具、布、スポンジ、ボトル等）は、艇計量時に取り除かなければならない。

ただし、艇外表面に自然に付着した水をふき取る必要はない。

⑤ 艇重量不足時の対応

計量により、艇重量不足が生じた場合、次の手順により処理するものとする。

⑤-1 1回目の計量結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者の署名を受ける。

⑤-2 クルー代表者立会のもと、重量計を所定の標準重量を用いて検定する。

その結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者の署名を受ける。

⑤-3 2回目の計量を行い、規定の重量を満たした場合には、計量合格とするが、規定の重量を再度下回る場合には、計量結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者の署名を受け、審判長に提出する。

第6章 大会の予告及び出漕申込

第11条 大会の要項は、大会の開始日より少なくとも一ヶ月以前に公益社団法人日本ボート協会に加盟する各都道府県ボート協会（以下加盟協会という）あてに郵送され、次の事項が含まれるものとする。

- (1) 大会の名称
- (2) 主催又は主管団体名
- (3) 開催場所及び期日
- (4) 競漕種目及び使用艇に関する事項
- (5) 出漕資格

- (6) 出漕料
- (7) 出漕申込締め切りの日時、及び組み合わせ抽せんの日時、場所
- (8) 出漕申込先
- (9) 組み合わせ方法
- (10) その他必要な事項

第12条 出漕申込は、その所属する加盟協会長の承認を要し、出漕者は、当該加盟協会に原則として2ヶ月以上在籍していなければならない。

第13条 出漕申込は、所定の様式に下記事項を記入して、申込締切日までに提出しなければならない。

- (1) 加盟協会名及びその代表者名
- (2) 加盟団体（加盟協会に所属するボート団体）名及び所在地と代表者名
- (3) 出漕種目
- (4) 漕手及び舵手の氏名、年齢、身長、体重、登録番号。ただし、登録番号が未決定の場合は、登録申請中と記入する。

第14条 出漕者は、同一大会において、同一種目に複数のクルーのメンバーになることはできない。

第15条 競漕組み合わせは、出漕を申し込んだ団体と加盟協会あてに郵送される。ただし、大会の前日に抽せんで組み合わせを決定する場合はこの限りではない。

第16条 出漕者の氏名、資格等に関し虚偽又は違反の申告があったときには、競漕委員会は、当該クルー（スカル漕手を含む。以下同じ）又はその所属団体に属する全クルーを失格とすることができる。

第17条 各レースは、同一種目の次の第1レースが始まる2時間以上前に終了していなければならない。

第18条 出漕者に関する異議の申し立ては、競漕委員会に対して行う。

競漕委員会は、その異議が正当か否かを審査して出漕の可否を決定し、発表しなければならない。

第19条 加盟協会を代表するクルーとして出漕を申し込んだクルーが、やむを得ない理由で出漕できなくなった場合は、競漕委員会に書面で申告し、承認があればその加盟協会は他のクルーを推薦することができる。

第7章 競技者資格

第20条 競技者は競技者資格に欠けるところがあってはならない。
競技者を適格とする資格の証明は加盟協会会長の責任とする。

第21条 競技者資格については、公益社団法人日本ボート協会競技者規定及びその細則による。

第8章 漕手及び舵手

第22条 漕手、舵手は水泳ができることを原則とする。

第23条

① 年令が18歳までの漕手をジュニア漕手とする。ジュニア漕手の資格は18歳になる年の12月31日までとする。

ジュニア舵手の資格もこれによる。

② ジュニア漕手、舵手は当年最初の大会に参加する1ヶ月以上前に医師の健診を受け、その結果、競漕参加に差し支えない旨の証明を受け、所属の加盟協会会長に提出しなければならない。

第24条 ジュニア漕手は1日に2回を超えて競漕に参加してはならない。ただし、再競漕等でやむを得ない事情のため、本条によりがたい場合は、競漕委員会が決定する。

第25条 シェル艇の舵手の体重は、ユニフォームを含め男子は55kg以上、女子は50kg以上とする。

これに満たない者は、規定の重量に達するため、その最も近い場所に最大限10kgのデッドウエイトを置かなければならない。

計量は、出漕日毎かつ出漕種目毎に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに行う。

第26条 軽量級大会においては、艇の種目を問わず、漕手の体重に次の制限を設ける。尚、漕手の体重はユニフォームを含めることとする。

ただし、舵手の体重は第25条の定めるところによる。

(1) 舵手を除くクルーの平均体重が男子は70kg以下で、かつ漕手個人の体重が72.5kg以下、女子は平均体重が57kg以下で、かつ漕手個人の体重が59

kg以下であること。

(2) シングルスカル漕手は体重が男子が 72.5 kg 以下、女子は 59 kg 以下であること。

計量は、出漕日毎かつ出漕種目毎に各自の最初のレースの 2 時間前から 1 時間前までに行う。

第 27 条 すべてのクルーは、同一団体に選手登録されている者であれば、漕手の半数までと舵手を代えることができる。この場合、交代者の氏名、シート、交代の理由等を記入した責任者の署名のある文書によって、当該競漕開始 1 時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。

シングルスカルの漕手には交代要員の届け出は認められないが、出漕申し込みの後、予選までの間に出漕不可能な病気又は負傷などが生じた場合は、競漕委員会は交代要員の出漕を認めることがある。

本条の定めによらない場合は大会要項において必要事項を定めるものとする。

第 28 条 競漕に 1 度出漕したクルーは、その後にメンバーを代えることはできない。

ただし、選手本人の急病又は負傷あるいは選手本人に重大な理由が生じ、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

第 29 条 棄権するクルーは、責任者の署名のある文書によって、当該競漕開始 1 時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。

尚、一度届け出た棄権は取り消しを認めない。

無届けで棄権した場合、競漕委員会は、当該クルー、その所属団体並びにその加盟協会に対し適切な処置を行うことができる。

第 9 章 競漕の管理（審判業務）及び罰則

第 30 条 ① クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを用い、不ぞろいな服装をしてはならない。

② 出漕するクルーは、あらかじめ届け出たブレードカラー、デザイン及びマークのオールを使用しなければならない。ただし、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

本条に違反した場合、競漕委員会はそのクルーを除外とすることができる。

第 31 条 監視員は、クルーが艇に乗り降りする場所に位置し、出漕するクルーが定められた規定を遵守しているか否かを監視するため、次の事項について点検を行う。

- (1) クルーのメンバー構成
- (2) 艇・オール並びに服装
- (3) デッドウエイトの携行を命ぜられた舵手については、乗降時の携行状況

第 32 条 競漕中、回漕クルーは競漕水域の外側で、競漕の 100m 手前から競漕が通過するまで停止していなければならない。回漕中に本条に違反して警告を受けたクルーは、フォルス・スタートが 1 度あれば除外とする。
競漕水域の範囲は審判長又は競漕委員会が大会の都度定める。

第 33 条 ① 発艇は、原則として陸上又は水底に固定した設備より行うものとする。
発艇線における艇の位置は、艇首が発艇線に並ぶことを原則とする。
② 発艇所には電気式拡声装置を設備し、発艇員の指示・号令が全クルーによく聴き取れるものとする。

第 34 条 ① 出漕クルーは、発艇定刻 2 分前までに所定の発艇位置に着かなければならない。
本項に違反したクルーには警告を与え、フォルス・スタート 1 回で除外とする。
② やむを得ない理由により遅延するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判員に申し述べ、審判長の許可を得なければ失格とする。
③ 発艇員は、発艇定刻に到達していないクルーを待つことなく発艇することができる。この場合、そのクルーを失格とする。

第 35 条 線審は、赤旗、白旗を携行し、各艇の艇首を速やかに発艇線上にそろえ、正確であると判断したとき、白旗を掲げて発艇員に知らせる。

第 36 条 発艇員は赤旗と鐘を携行し、各艇が発艇準備を完了したことを確認したのち、次のいずれかの号令を下して発艇の合図とする。

- (1) 発艇員はレーン順に出漕クルーの名前を呼んで、ロールコールを始める。
ロールコールの後、「attention (アテンション)」の予令を発し、明瞭な間をおいて赤旗を掲げ、さらに明瞭な間をおいて「go (ゴー)」の発艇号令を発すると同時に赤旗を振りおろす。
- (2) 発艇員はレーン順に出漕クルーの名前を呼んで、ロールコールを始める。
ロールコールの後「attention (アテンション)」の予令を発し、明瞭な間をおいて発艇合図の赤ランプを点灯し、さらに明瞭な間をおいて、ブザーを鳴らすと同時に発艇合図信号のランプを赤から緑に変える。
いずれの場合もひとたびロールコールが始まったら、各クルーは艇の方向を定めなければならない。

第 37 条 線審は、フォルス・スタートを認めたときは、競漕を中止させるため、直ちに赤旗を振って発艇員及び主審に知らせなければならない。

発艇員及び主審は、フォルス・スタート、又は発艇が正常に行われなかったと認めるときは直ちに鐘を鳴らし、かつ赤旗を振って競漕を中止させなければならない同一競漕で 2 度フォルス・スタートを犯したクルーは、その競漕から除外とする。

第 38 条 主審は、赤旗、白旗、鐘を携行し、赤旗と鐘は競漕の中止、白旗は競漕中の警告、指示に用いる。

競漕に参加した全艇が決勝線を通過したのち、その競漕が正常に行われたと認めるとき、主審は遅滞なく白旗を掲げて、その旨を判定員に知らせなければならない。

競漕中に問題があり、その競漕が正常に行われなかったと認めるときは、主審は赤旗を掲げて、その内容を判定員に告げなければならない。

第 39 条 ① 競漕中、各艇は自己のレーンを進行しなければならない。他のレーンを侵害したり、他艇を妨害してはならない。

本項に違反して自己を有利にしたと認められた場合は、主審の決定に従わなければならない。

② 同一所属団体の複数のクルーが同一競漕に出漕し、その内の 1 艇が悪意で他艇に接触した、又は他艇を妨害した、と見なした場合、主審は、その所属団体の当該レースに参加していた全クルーを除外とし、必要な場合はその全クルーの失格を審判長に具申する。

第 40 条 主審は、競漕中、各艇の漕跡の正当性を判断し、接触又は妨害の場合、その責任の帰属を即座に決定しなければならない。

この決定は主審だけが行う。

第 41 条 接触とは、競漕中に、2 又はそれ以上のオール、艇が触れ合うことをいう。

妨害とは、競漕中他のレーンに侵入し、その進路を妨げることをいう。

第 42 条 主審は、クルーに進路又は操舵に関する指示を与えてはならない。ただし、下記の場合、警告を発することができる。

- (1) 他艇を妨害する危険がある場合
- (2) 接触を起こす危険がある場合
- (3) クルーの安全および艇と装備を損傷から守るため必要な場合

(3) の時、主審は白旗を上げてクルーの注意を喚起し、操舵指示または「止まれ」の号令を掛けて、そのクルーを止めてもよい。

第 43 条 接触あるいは妨害のとき、主審の処置は次のいずれかによって行われる。

- (1) 競漕の結果に全く影響を及ぼさないごく軽微なもの、と判断した場合は不問に付する。
- (2) 競漕を続行させて、その着順に従って順位を決める。
ただし、接触の原因を引き起こしたクルー、他艇を妨害したクルーは競漕から除外とする。
- (3) 接触の原因を引き起こしたクルー、他艇を妨害したクルーを除外として、他のクルーに再競漕を行わせる。

第 44 条 競漕中における障害、又は艇の故障等の災厄は、他艇により接触されて起こった場合のほか、各クルーは自ら忍ぶべきものとする。

ただし、その障害、故障の状況により、主審は再競漕を行わせることがある。

第 45 条 競漕に参加したクルーは、競漕中に受けた損傷を理由に競漕の延期、又は無効を主張することはできない。

第 46 条 接触、又は他の原因により生じた損害は、それを引き起こしたクルーの所属団体が補償するものとする。

第 47 条 競漕（独漕を含む）中、すべてのクルーは、不可抗力の場合、又は主審が特に認めた場合を除き、真面目な態度及び正常な競漕速度をもって全距離を漕了しなければならない。主審の警告にもかかわらず、本条に違反したクルーは失格とする。

第 48 条 審判艇には主審と操縦者以外の何人も同乗してはならない。

ただし、審判長が特に必要と認めた者についてはこの限りではない。

審判艇は主審が立った姿勢で動作できる構造であり、電気式拡声器を備えて主審の指示が各クルーによく聞きとれるよう設備するものとする。

尚、審判艇にはいかなる種類の旗、のぼりの類を立ててはならない。

第 49 条 発艇した各クルーは、その艇首が決勝線を通じたとき、そのレースを完漕したものとし、その順位は判定員が定める。

着順表の作成は主席判定員の責任とする。

判定員は、決勝線を通じないクルーがあったとき、これを記録する。

第 50 条 決勝線ではできる限り、写真判定装置を設備し、判定員は、必要に応じその記録を点検しなければならない。

各艇の決勝線通過は音による合図で示すことを原則とする。

第 51 条 いかなるクルーも定員を欠いて競漕に参加することはできない。ただし、競漕中、不可抗力により漕手が水中に落ちてもその競漕は有効と見なし、着順を認める。

舵手を欠いて決勝線を通過したクルーは競漕から除外とする。

スカル漕手は、落水後、自力で乗艇し、決勝線通過まで漕ぎ続けた場合は着順を認める。

第 52 条 複数のクルーが同時に決勝線を通過した場合は、原則として決定競漕を行う。ただし、決定競漕を行わず、同着と認めることができる。

決定競漕に出漕することを拒否したクルーがある場合は、他者が勝者となる。

第 53 条 決勝、及び同着に伴う決定競漕において独漕が生じた場合、審判長はそのクルーに全距離の漕了を免除することができる。

第 54 条 再競漕及び決定競漕の場合、その必要事項は競漕委員会が定める。

第 55 条 次のクルーは競漕権を放棄したものと見なして失格とし、異議は認めない。

- (1) 発艇員の発艇号令にかかわらず発艇しなかったクルー
- (2) 主審の宣告を待たずに競漕を中止したクルー
- (3) 決勝線を通過しなかったクルー

第 56 条 すべての他のクルーが競漕権を失ったとき、競漕権を保有するクルーを勝者とし、見なす。

第 57 条 ① 競漕委員会の許可なく、大会の期間中、コースに沿いクルーに伴走してはならない。

② 競漕中、クルーは審判長の許可なく、自己に関係ある船艇を競漕に随伴させてはならない。

③ 競漕中、無線装置や拡声器で、岸からクルーに助言や指示をしてはならない。本条に違反した場合、競漕委員会及び審判長は適切な処置を行う。

第 58 条 競漕中の一般立入禁止の区域は何れも両岸に設けることを原則とし、次のとおり定める。

- (1) 発艇線を中心とし、上下各 50m
 - (2) 決勝線を中心とし、上下各 20m
- ただし、競漕委員会が別に定めた場合はこの限りではない。

第 59 条 次の事項は厳禁する。

- (1) 艇内に無線通信機器を持ち込むこと。
- (2) 水の天然の状態を変化させるような化学物質を使用すること。
- (3) ドーピング

競漕委員会は、本条に違反したクルーを失格とし、そのクルー、所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行う。

ドーピングテストを拒否した場合も同様とする。

第 60 条 救命艇は各競漕において主審艇に随伴するか、あるいは定位置に待機し、競技者の生命に危険を認めたととき、機を失せず救助にあたる。

救命艇には、できる限りフログマンを用意する。

応急医療施設は、大会主催者又は主管者の責任とする。

第 61 条 競漕委員会及び審判は、その職務遂行中、指示に従うことを拒否し、あるいは暴力的言辞、侮辱的態度で規則違反をしたクルー、又は所属団体並びに加盟協会に対し警告し、反省の色がないときは次の処分を行う。

- (1) 当該競漕から除外、又は勝利の取消
- (2) 重大な場合、当該クルー又は当該所属団体の全クルーの失格
- (3) 当該大会の期間を超えてなお継続する失格処分を行う場合は、競漕委員会の報告に基づき公益社団法人日本ボート協会理事会において決定し、これを公示する。

第 62 条 競漕に関し、クルーより審判に対しての異議申し立ては、当該審判、又は審判長が裁決する。

異議はやむを得ない場合を除き、上陸以前にクルーから審判に申し出で、その後直ちにその所属団体の代表者より異議の要旨をしたための文書を提出しなければならない。

第 63 条 競漕に関するものである限り、審判の決定は最終とし提訴は認められない。又、いかなる時点においても、審判の決定に対する批判は許されない。

本条に違反した場合、当該所属団体は第 61 条の規定による処分を受ける。

第 64 条 競漕委員会及び審判は、本規則に定められていない事項について必要な判定を下す権限を有する。

第 10 章 賞品その他の事項

第 65 条 競技者には優勝旗、優勝杯など、あるいは賞金その他有価証券なども含めた賞品を授与することができる。尚、優勝者の記録は長く保存するものとする。

第 66 条 審判に関する事項を除き、本競漕規則により難しい場合は公益社団法人日本ボート協会理事会がその都度これを定める。

附則 1 本規則は平成 21 年 5 月 30 日「社団法人日本ボート協会通常総会」において承認され、平成 21 年 6 月 1 日以降効力を発する。

附則 2 本規則は平成 25 年 6 月 15 日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、平成 25 年 8 月 19 日以降効力を発する。